

島根県報

平成24年10月19日(金) **号外 第 143 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【条例】

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 5 島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する条例 (消防防災課) 6 島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境政策課) 7 島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する条例 (雇用政策課) 18 島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例 (高速道路推進課) 19 島根県立都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 47 島根県流域下水道条例の一部を改正する条例 (下水道推進課) 49 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 52 島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を (警察本部) 53 定める条例

公布された条例等のあらまし

◇島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 条例の概要
- (1) 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を次のとおり定めることとした。(第2条関係)
 - ア 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
 - イ 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- (2) 調査対象法人は、毎事業年度終了後遅滞なく、経営状況を説明する書類であって規則で定めるものを知事に提出しなければならないこととした。(第8条第1項関係)
- (3) 知事は、調査対象法人について、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出するものとすることとした。(第8条第2項関係)
- (4) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する条例 (条例第47号)

- 1 条例の概要
 - (1) 島根県防災会議条例の一部改正
 - ア 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する委員の定数は、15人以内とすることとした。(第2条関係)
 - イ その他規定の整理
 - (2) 島根県災害対策本部条例の一部改正 引用する条項の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 条例の概要
 - (1) 計画段階配慮事項についての検討その他の手続について次のとおり定めることとした。
 - ア 対象事業を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案段階において、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果について、計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成し、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならないこと。(第4条の2一第4条の4関係)
 - イ 対象事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならないこととし、当該意見を求めた場合は、知事及びアの市町村長に対し、意見の概要を記載した書類を送付しなければならないこと。(第4条の5関係)
 - ウ 知事は、配慮書の送付を受けたときは、アの市町村長及び島根県環境影響評価技術審査会の意見を勘案するとともに、イの意見に配意した上で、配慮書について環境の保全の見地から意見を述べることができること。(第 4条の6関係)
- (2) 事業者は、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を要約した書類を作成するとともに、方法書の記載

事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。(第6条・第7条の2関係)

- (3) 事業者は、方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書(以下「評価書」という。) をインターネットの利 用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第7条・第15条・第22条関係)
- (4) 事業者は、評価書に記載した環境の保全のための措置の実施状況等の内容を公表しなければならないこととし た。(第32条関係)
- (5) (1)に伴う規定の整備
- (6) その他規定の整備
- 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(5)については、平成25年10月1日から施行するこ ととした。

◇島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する条例(条例第49号)

1 条例の概要

地域における求職者の雇用機会の創出のための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったこと から、島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例(条例第50号)

- 1 条例の概要
- (1) 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めることとした。 (第4条-第46 条関係)
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法を、規則で定めることとした。(第47条関係)
- (3) 道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合を定めることとした。(第48条関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 条例の概要
 - (1) 都市公園の配置及び規模の基準を定めることとした。(第1条の2関係)
 - (2) 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定める こととした。(第1条の3・第1条の4関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県流域下水道条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 条例の概要
- (1) 排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準を定めることとした。(第3条一第7条関係)
- (2) 終末処理場の維持管理に必要な事項を定めることとした。 (第8条関係)
- (3) その他規定の整備
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。 (別表関係)

名称	所 在 地
瀬戸ケ島団地	浜田市
椎ノ木団地	益田市

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(条例第54号)

1 条例の概要

重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第46号

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例(平成14年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 この条例において「調査対象法人」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号)第152条第1項第3号及び第4項第2号に規定する次に掲げる条例で 定めるものであって評価対象法人以外のものをいう。
 - (1) 県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及 び一般財団法人並びに株式会社
 - (2) 県がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に 相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並 びに株式会社
 - 第4条第1項中「毎会計年度」を「毎事業年度」に改める。
 - 第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(経営状況を説明する書類の提出等)

- 第8条 調査対象法人は、毎事業年度終了後遅滞なく、経営状況を説明する書類 であって規則で定めるものを知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により調査対象法人について、毎事業年度、その経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成 24 年 10 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第47号

島根県防災会議条例及び島根県災害対策本部条例の一部を改正する 条例

(島根県防災会議条例の一部改正)

第1条 島根県防災会議条例(昭和37年島根県条例第28号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1項中「又は第7号」を「、第7号又は第8号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命 する委員 15人以内

第2条第2項中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

(島根県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 島根県災害対策本部条例(昭和37年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県防災会議条例の一部改正に伴う委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の島根県防災会議条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第4号に掲げる委員として新たに島根県防災会議の委員に任命される者の任期は、新条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第48号

島根県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第1条 島根県環境影響評価条例(平成11年島根県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「方法書」を「方法書等」に改め、同条中「対し、方法書」の次に「及びこれを要約した書類(次条及び第7条の2第4項において「要約書」という。)」を加える。

第7条中「公告し、」の次に「公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を」を加え、「、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(方法書説明会の開催等)

- 第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。
- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を方法書説明会の 開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合にお

いて、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、 その状況を知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

第8条第1項中「前条」を「第7条」に改める。

第14条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「及び第16条」を削る。

第15条中「公告し、」の次に「公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を」を加え、「、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第16条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「「説明会」を「「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に 改め、同条第2項を次のように改める。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と、同条第3項及び第4項中「前項」とあるのは「第16条第2項において準用する前項」と、同項中「前条」とあるのは「第16条第2項において準用する前条」と、「要約書」とあるのは「第14条に規定する要約書」と、同条第5項中「第6条に規定する地域を管轄する市町村長」とあるのは「第14条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。第16条第3項から第5項までを削る。

第22条中「公告し、」の次に「公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を」を加え、「、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供し」を「縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し」に改める。

第32条第1項中「報告し」を「報告するとともに、その内容を公表し」に改 め、同条第2項中「当該措置の結果」を「同号ウに掲げる措置及び同号ウに掲 げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置で あって、当該事業の実施において講じたもの」に、「報告し」を「報告すると ともに、その内容を公表し」に改める。

第36条第1項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。 第44条の見出し中「法の対象事業」を「法対象事業等」に改め、同条中 「法」の次に「第3条の7第1項、」を加える。

第45条第1号中「第7条」の次に「及び第7条の2」を加える。

第2条 島根県環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

「第3章 準備書の作成前の手続

目次中 第1節 方法書の作成等(第5条―第10条) な 第2節 環境影響評価の実施等(第11条・第12条) |

「第3章 配慮書(第4条の2-第4条の7)

第 4 章 方法書 (第 5 条—第10条)

に、「第4章」を「第

第5章 環境影響評価の実施等(第11条・第12条) |

6章」に、「第5章」を「第7章」に、「第6章」を「第8章」に、「第7 章 | を「第9章 | に、「第8章 | を「第10章 | に、「第9章 | を「第11章 | に、「第10章 | を「第12章 | に、「第11章 | を「第13章 | に改める。

第2条第2項中「第二種事業」の次に「(以下「法第二種事業」とい う。)」を加える。

第4条第1項中「対象事業」の次に「(法第二種事業であって、法第4条第 3項に規定する措置がとられていないもの(法第3条の10第1項の規定による 通知がなされた事業を除く。)を含む。)」を加える。

「第3章 準備書の作成前の手続」を「第3章 配慮書」に改める。

第3章第1節及び第2節の節名を削る。

第46条第1項第2号中「記載をした」の次に「配慮書、」を加える。

第47条中「知事は、」の次に「事業実施想定区域、」を加える。

第48条第2項中「市町村が対象事業」の次に「(法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの(法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。)を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第50条に次の1項を加える。

3 第3章の規定は、県の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他 特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として規則で定める ものについては、適用しない。

第11章を第13章とする。

第43条の見出し中「第二種事業」を「法第二種事業」に改め、同条中「法第 2条第3項に規定する第二種事業」を「法第二種事業」に改め、同条の次に次 の1条を加える。

(法第二種事業の判定に伴う調整)

- 第43条の2 法第二種事業であって、法第4条第3項第2号の措置がとられた もの(法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の2から第3条 の9までの規定による手続を経た事業に限る。)について、法の定めるとこ ろに従って作成された次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める 書類とみなす。
 - (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書
 - (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類(法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。) 第4条の6第1項の書面
- 2 第5条第1項の規定は、事業者が前項に規定する事業を実施しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「第4条の6第1項の意見」とあるのは「法第3条の6の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見(法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。)」と、同項第4号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第5号

中「第4条の6第1項の知事の意見」とあるのは「法第3条の6に規定する主務大臣の意見及び法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見(法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。)」と読み替えるものとする。

第45条中「法対象事業で」を「法対象事業(法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第二種事業を含む。以下この条において同じ。)で」に改め、同条中第9号を第11号とし、第1号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

- (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第4条の3第1項の配慮書
- (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類(法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。) 第4条の6第1項の書面

第10章を第12章とし、第9章を第11章とする。

第35条中「都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市 街地開発事業として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に改め、 「同条第5項に規定する」を削り、「同法第15条第1項の県又は市町村(同法

第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするもの」を「当該都市計画に係る都市計画決定権者」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

対象事業(法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの(法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。)を含む。以下この項において同じ。)が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業(次項において「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(次項において「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第3章の定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第3章の

規定により対象事業を実施しようとする者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第4号及び第2項の規定は、適用しない。

第35条の2中「前条」を「前条第2項」に改める。

第8章を第10章とし、第7章を第9章とし、第6章を第8章とし、第5章を 第7章とする。

第13条第1項第1号中「第3号まで」を「第6号まで」に改め、同項に次の 1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第4章を第6章とする。

第3章中第5条の前に次の6条及び章名を加える。

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 対象事業(法第二種事業であって、法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの(法第3条の10第1項の規定による通知がなされた事業を除く。)を含む。以下この章において同じ。)を実施しようとする者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域(次条第1項第3号及び第47条において「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

第4条の3 対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての 検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書 (以下「配慮書」という。) を作成しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項
- 2 相互に関連する 2 以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業を実施しようとする者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第4条の4 対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書を送付するとともに、規則で定めるところにより当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての意見の聴取)

- 第4条の5 対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、 配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求める ように努めなければならない。
- 2 対象事業を実施しようとする者は、前項の意見を求めた場合は、規則で定めるところにより、知事及び前条に規定する市町村長に対し、意見の概要 (同項に規定する意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の6 知事は、第4条の4の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について第4条の 4に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、配慮書について島根県環境影響評価技術 審査会の意見を聴くものとする。
- 4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条 第2項の書類の送付を受けたときは、当該書類に記載された意見に配意する ものとする。
- 5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第 2項に規定する市町村長に送付するものとする。

(対象事業の廃止等)

- 第4条の7 対象事業を実施しようとする者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - (2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正 後の事業が対象事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
 - (3) 対象事業について法第4条第3項第1号の措置がとられたとき。
 - (4) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第4章 方法書

第5条第1項中「事業者は」の次に「、配慮書の内容を踏まえるとともに、 第4条の6第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事 業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を加え、同項中 第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- (5) 第4条の6第1項の知事の意見
- (6) 前号の意見についての事業者の見解
- 第5条第1項に次の1号を加える。
- (8) その他規則で定める事項
- 第10条の次に次の章名を付する。

第5章 環境影響評価の実施等

第11条中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第7号」に改める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げ る規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第9条の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定並びに附則第6条及び第7条の規定 平成25年10月1日 (経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の島根県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第7条、第15条又は第22条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る島根県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書又は同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書について適用する。
- 第3条 新条例第7条の2の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法 書について適用する。
- 第4条 新条例第32条の規定(公表に係る部分に限る。)は、施行日以後に同条

の規定により報告を行う者について適用する。

- 第5条 この条例の施行の際、新条例第45条に規定する対象事業について、環境 影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第7条及び第7条の 2の手続を経た環境影響評価方法書があるときは、当該書類は、新条例第7条 及び第7条の2の手続を経た方法書とみなす。
- 第6条 第2条の規定による改正後の島根県環境影響評価条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第3章及び第5条(第43条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 第7条 第2条の規定の施行の際、第2条による改正後の条例第43条の2に規定する事業又は第2条による改正後の条例第45条に規定する対象事業について、 法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
 - (1) 法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書 第2条による改正後の条例第4条の3第1項の計画段階環境配慮書
 - (2) 法第3条の7第1項に規定する関係する行政機関のうち知事の意見を記載した書類(法第3条の3第1項の計画段階環境配慮書について意見を求められたものに限る。) 第2条による改正後の条例第4条の6第1項の書面
- 第8条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に第2条による改正後の 条例第4条の2に規定する対象事業を実施しようとする者となるべき者は、同 日前において、第2条による改正後の条例第3章の規定の例による第2条によ る改正後の条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他 の手続を行うことができる。
- 2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、第2条 による改正後の条例の相当する規定により附則第1条第2号に掲げる規定の施 行の日に行われたものとみなす。
- 3 前2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に第2条による改正後の条例第35条第1項の規定により規則で定めるところにより第2条

による改正後の条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を第2条による改正後の条例第4条の2に規定する対象事業を実施 しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者につい て準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

(規則への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する条例をここに公布す る。

平成 24 年 10 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第49号

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例を廃止する条例

島根県ふるさと雇用再生特別基金条例(平成21年島根県条例第7号)は、廃止 する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。 平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第50号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第 30条第3項、第45条第3項及び第48条の3の規定に基づき、県道の構造の技術 的基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、道路構造令(昭和45年政令第320号。 以下「構造令」という。)において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 道路の区分は、構造令第3条の例による。

(県道の構造の一般的技術的基準)

第4条 県道を新設し、又は改築する場合における法第30条第3項の規定により 条例で定める道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第46条までに定める ところによる。

(車線等)

- 第5条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により 構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっ ては、この限りでない。
- 2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。

区 分		設計基準交通量
	26/17	(単位 1日につき台)

	第二級	平地部	14,000
	<i>bb</i> : → <i>0</i> Π	平地部	14,000
第一種	第三級	山地部	10,000
	空加奶	平地部	13,000
	第四級	山地部	9,000
	第二級	平地部	9,000
	第三級	平地部	8,000
第三種		山地部	6,000
	第四級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第四種	第一級		12,000
	第二級		10,000
	第三級		9,000

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8 を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

F.7		地形	1 車線当たりの設計基準交通量
	区 分		(単位 1日につき台)
	第二級	平地部	12,000
	<i>kk</i> : → <i>4</i> π	平地部	11,000
第一種	第三級	山地部	8,000

	₩ 111.417	平地部	11,000
	第四級	山地部	8,000
空一 括	第一級		18,000
第二種	第二級		17,000
	第二級	平地部	9,000
空 一毛	第三級	平地部	8,000
第三種		山地部	6,000
	第四級	山地部	5,000
	第一級		12,000
第四種	第二級		10,000
	第三級		10,000

交差点の多い第四種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分			車線の幅員(単位 メートル)
第二級			3.5
	<i>55</i> → <i>4</i> 11		3.5
第一種	第三級	小型道路	3.25
	第四級	普通道路	3.25

1	1		
		小型道路	3
	kts bil	普通道路	3.5
第二種	第一級	小型道路	3.25
第 一性	学一如	普通道路	3.25
	第二級	小型道路	3
	学一如	普通道路	3.25
	第二級	小型道路	2.75
第三種	☆一如	普通道路	3
	第三級	小型道路	2.75
	第四級		2.75
	安 如	普通道路	3.25
第四種	第一級	小型道路	2.75
	第二級及び	普通道路	3
	第三級	小型道路	2.75

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第36条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

- 第6条 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線 の数を除く。以下この条において同じ。)が3以下である第一種の道路にあっ ては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、そ の車線を往復の方向別に分離しないことができる。

- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区	分	中央帯の幅員(単	単位 メートル)
	第二級	4.5	2
第一種	第三級	3	1.5
	第四級		
第二種	第一級	2.25	1.5
另 <u>一</u> 俚	第二級	1.75	1.25
	第二級	1.75	1
第三種	第三級		
	第四級		
	第一級	1	
第四種	第二級		
	第三級		

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅 員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定に より中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける 側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	中央帯に設ける側帯の幅	員(単位 メートル)
第二級	0.75	0.25

			1
第一種	第三級	0.5	
	第四級		
第二種		0.5	0.25
	第二級	0.25	
第三種	第三級		
	第四級		
	第一級	0.25	
第四種	第二級		
	第三級		

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令第 12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

- 第7条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である 第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。
- 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。(路肩)
- 第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯 又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値

まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設	ける路肩の幅員	
		(単位)	メートル)	
	hth: → 1/11		2.5	1.75
第一種	第二級	小型道路	1.25	
另一性 	第三級及び	普通道路	1.75	1.25
	第四級		1	
第 一括	第二種 普通道路 小型道路		1.25	
另 一性			1	
	第二級から	普通道路	0.75	0.5
第三種	第四級まで	小型道路	0.5	
第五級		0.5		
第四種		0.5		

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

豆 八		車道の左側に設	ける路肩の幅員
区分		(単位 メートル)	
第二級及び第三級	普通道路	2.5	1.75
第 一	小型道路	1.25	
第四級	普通道路	2.5	2

小型门关 协	1.05	
小空理路	1.20	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側 に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員	
			(単位 メートル)	
	\$2\$\$ → \$11		1.25	
笠秳	第二級	小型道路	0.75	
第一種	第三級及び	普通道路	0.75	
	第四級	小型道路	0.5	
第二種		普通道路	0.75	
		小型道路	0.5	
第三種			0.5	
第四種			0.5	

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第3項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあっては1メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあっては0.75メートルまで、第三種(第五級を除く。)の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第三種の項車道の左側に設ける 路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書 の規定は適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区	分	路肩に設ける側帯の幅	員(単位 メートル)
	第二級	0.75	0.5
第一種	第三級	0.5	0.25
	第四級		
公一任	第一級	0.5	
第二種	第二級		

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停重帯)

- 第9条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全 かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車 道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。
- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量 のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合において は、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第10条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	3
複線	6

(自転車道)

- 第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の 交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)に は、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場 合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮 小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

- 第12条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 4 メートル 以上、その他の道路にあっては 3 メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路

上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に 横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合 にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを 設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加 えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

- 第13条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、そ の他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第14条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第15条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員 は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

- 第16条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の 状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道におけ る良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必 要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、 同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
 - (1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
 - (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第17条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計 速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由に よりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)		
	第二級	100	80	
第一種	第三級	80	60	
	第四級	60	50	
第 一括	第一級	80	60	
第二種	第二級	60	50又は40	
	第二級	60	50又は40	
第三種	第三級	60、50又は40	30	
另二性	第四級	50、40又は30	20	
	第五級	40、30又は20		
	第一級	60	50又は40	
第四種	第二級	60、50又は40	30	
	第三級	50、40又は30	20	
	第四級	40、30又は20		

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20 キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第18条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第36 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第19条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単	位 メートル)
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第20条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けないものにあっては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配(単位 パーセント)
	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が	6
第一種、第二		甚だしい地域	
種及び第三種		その他の区域	8
	その他の区域		10
第四種			6

(曲線部の車線等の拡幅)

第21条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、 車線(車線を有しない道路にあっては、車道)を適切に拡幅するものとする。 ただし、第二種及び第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

- 第22条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和 区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値 (前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合にお いては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度	緩和区間の長さ
(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第23条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位	1時間につきキロメートル)	視距(単位	メートル)
	100		160
	80		110

60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が 2 である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、 必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設け るものとする。

(縦断勾配)

第24条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区	分	設計速度 (単位 1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
		100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
	普通道路	50	6	9
		40	7	10
第一種、第		30	8	11
二種及び第		20	9	12
三種		100	4	6
		80	7	
		60	8	

1				
	小型道路	50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
		60	5	7
		50	6	8
	普通道路	40	7	9
		30	8	10
空皿活		20	9	11
第四種 小型道路		60	8	
	小型道路	50	9	
		40	10	
	30	11		
	20	12		

(登坂車線)

- 第25条 普通道路の縦断勾配が5パーセント(普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあっては、3パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。
- 2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。(縦断曲線)
- 第26条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。
- 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、 次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計 速度が1時間につき60キロメートルである第四種第一級の道路にあっては、地 形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲 線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

(単位 トル)	設計速度 1時間につきキロメー	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
	100	凸形曲線	6,500
		凹形曲線	3,000
	80	凸形曲線	3,000
		凹形曲線	2,000
	60	凸形曲線	1,400
		凹形曲線	1,000
	50	凸形曲線	800
		凹形曲線	700
	40	凸形曲線	450
		凹形曲線	450
	30	凸形曲線	250
		凹形曲線	250
	20	凸形曲線	100
		凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度		縦断曲線の長さ	
(単位	1時間につきキロメートル)	(単位 メートル)	
	100	85	
	80	70	
	60	50	
	50	40	
	40	35	

30	25
20	20

(舗装)

- 第27条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及 び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由 がある場合においては、この限りでない。
- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。
- 3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第28条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第2項に規定する基準に適合す	1.5以上2以下
る舗装道	
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して 路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小するこ とができる。

(合成勾配)

第29条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度	合成勾配
(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 パーセント)
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第30条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

- 第31条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で 5 以上交会させてはならない。
- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折 車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な

見通しができる構造とするものとする。

- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線 及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあっては3メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあっては2.75メートルまで、 第四種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。
- 4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路 にあっては2.5メートルを標準とするものとする。
- 5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

- 第32条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である 普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とす るものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他 の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。
- 2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である小型道路が相互 に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差 の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に 連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。
- 4 連結路については、第5条から第8条まで、第17条、第19条、第20条、第22 条から第24条まで、第26条及び第29条の規定並びに構造令第12条の規定は、適 用しない。

(鉄道等との平面交差)

- 第33条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。
 - (1) 交差角は、45度以上とすること。
 - (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線

とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度	見通し区間の長さ
(単位 1時間につきキロメートル)	(単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

- 第34条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。
 - (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
 - (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
 - (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で

定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第36条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第37条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又 は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第38条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

- 第39条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、 雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設 けるものとする。
- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及 ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他 の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

- 第40条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。
- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において は、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれ がある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の

非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

- 第41条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンク リート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。)は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第42条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、 又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行 する場合において、第5条から前条までの規定(第8条、第17条、第18条、第 28条、第30条、第35条及び第39条の規定を除く。)並びに構造令第4条、第12 条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事 項に係る部分に限る。)の規定による基準をそのまま適用することが適当でな いと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第9条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第27条第3項、第31条第3項、第34条並びに第36条の規定並びに構造令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。この場合において、同条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第44条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行

う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として 改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項か ら第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12 条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第 23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項及び第2項並びに第46 条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められる ときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

- 第45条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。
- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合において は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第 4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第43条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあっては、第14条の規定を除く。)並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

- 第46条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。
- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行 することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第13条まで、第15条から第43条まで 及び第44条第1項の規定並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項、第 3項及び第4項(法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。)の 規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第47条 法第45条第3項の規定により条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、規則で定めるものとする。

(道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合)

- 第48条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該交差が一時的である場合
 - (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる 利益を著しく超える場合

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(政令等の経過措置の取扱い)

- 2 次の各号に掲げる規定の経過措置は、この条例の規定にかかわらず、この条 例の施行の日以後においても当該各号の規定の例により適用する。
 - (1) 構造令附則第3項
 - (2) 道路構造令の一部を改正する政令(昭和57年政令第256号) 附則第2項
 - (3) 道路構造令等の一部を改正する政令(平成5年政令第375号)附則第2項(第35条第2項の改正規定に係る部分を除く。)
 - (4) 道路構造令の一部を改正する政令(平成13年政令第170号) 附則第2条 (第12条及び第35条第2項の改正規定に係る部分を除く。)
 - (5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年 令第3号) 建設省

附則第3項第1号及び第2号並びに第4項第1号

- (6) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(昭和 総理府
- (7) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(昭和 総理府

42年 令第2号) 附則第2項及び第3項 建設省

- (8) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(昭和 総理府
 - 46年 令第1号)附則第2項(案内標識及び警戒標識に係る部分に限建設省

る。)

- (9) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(昭和 総理府 61年 令第1号)附則第2項
- (10) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成

総理府 4年 令第1号)附則第2項 建設省

(11) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成

内閣府 20年 令第2号)附則第2項(案内標識に係る部分に限る。) 国土交通省 島根県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第51号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

(都市公園の配置及び規模の基準)

- 第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおり とする。
 - (1) 県が次号に掲げる都市公園を設置する場合においては、その特質に応じて 県内における都市公園(法第2条第1項第2号に規定する都市公園を含 む。)の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考 慮すること。
 - (2) 1の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。

(公園施設の建築面積の基準)

- 第1条の3 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。 (公園施設の建築面積の基準の特例)
- 第1条の4 県の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この条において「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 2 県の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に 関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定す

る建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は 前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 県の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に 関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定す る建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は 前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年10月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第52号

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例

島根県流域下水道条例(昭和56年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「設置」の次に「及び構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理」を加える。

第2条中「昭和33年法律第79号」の次に「。以下「法」という。」を加える。 第4条を第10条とし、第3条中「下水道法」を「法」に改め、同条を第9条と し、第2条の次に次の6条を加える。

(構造の技術上の基準)

第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で 定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第7条までに定めるとこ ろによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

- 第4条 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第6条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
 - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
 - (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼 その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられてい

ること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓 継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

- 第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 排水管の内径及び排水薬の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
 - (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
 - (3) 暗葉その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する 措置が講ぜられていること。
 - (4) 暗纂である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所 その他管纂の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
 - (5) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。 (処理施設の構造の技術上の基準)
- 第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。 第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
 - (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第8条において同じ。) は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

- 第7条 前3条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。
 - (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道 (終末処理場の維持管理)
- 第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末 処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
 - (2) 沈砂池又はちんでん池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
 - (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
 - (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
 - (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

附則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成 24 年 10 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第53号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正す る。

「熱 田 団 地 「熱 田 団 地 「仙道団地 に、 別表中 瀬戸ケ島団地 を 緑ケ丘団地」 椎ノ木団地」 緑ケ丘団地」

「仙 道 団 地」に改める。

附則

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第54号

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に 関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号。以下「法」という。)第36条第2項の規定に基づき、 重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定 めるものとする。

(信号機に関する基準)

- 第2条 信号機に関する法第36条第2項に規定する条例で定める基準は、当該信 号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において 次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることと する。
 - (1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下この条において「歩行者 用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている 視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を 継続していることを伝達するための音響を発することができるもの
 - イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
 - ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの
 - (2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機

であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両 (交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)が当該道路 を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第3条 道路標識に関する法第36条第2項に規定する条例で定める基準は、反射 材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

- 第4条 道路標示に関する法第36条第2項に規定する条例で定める基準は、次の いずれかに掲げる道路標示であることとする。
 - (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
 - (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附則